

京都市麦の穂学園条例を廃止する条例（平成18年3月27日京都市条例第143号）（保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課）

京都市麦の穂学園を廃止することとしました。

この条例は、平成18年4月1日から施行することとしました。

京都市麦の穂学園条例を廃止する条例を公布する。

平成18年3月27日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市条例第143号

京都市麦の穂学園条例を廃止する条例

京都市麦の穂学園条例は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 重要な公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 社会福祉関連施設の項中「，麦の穂学園」を削る。

(保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課)